飼養施設の平面図記載上の注意

飼養施設の平面図には、次に掲げる設備等の配置を明らかにしてください。

（動物愛護管理法施行規則第 2 条第 2 項第 4 号イからワ）

イ ケージ等（動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう）
ロ 照明設備（営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く）
ハ 給水設備　　**ニ** 排水設備
ホ 洗浄設備（飼養施設・設備・動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう）
ヘ 消毒設備（飼養施設・設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう）
ト 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
チ 動物の死体の一時保管場所　　**リ** 餌（えさ）の保管設備　　**ヌ** 清掃設備
ル 空調設備（屋外施設を除く）；開閉式の窓・換気扇・エアコン等
ヲ 遮光、風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にある等、当該設備の必要のない場合を除く）
ワ 訓練場（飼養施設で訓練を行う訓練業を営もうとする場合に限る）

その他、施設の構造、規模及び管理方法について、動物愛護管理法施行規則第 3 条第 2 項(下記)に定められている基準に適合しないと認められるときは、登録をすることができませんのでご注意ください。

1 飼養施設は、動物愛護法施行規則第 2 条第 2 項第 4 号イからワまで（上記）に掲げる設備等を備えていること。
2 ねずみ・はえ・蚊・のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあってはその進入を防止できる構造であること。
3 床・内壁・天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持・管理がしやすい構造であること。
4 飼養または保管する動物の種類・習性・運動能力・数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。
5 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。
6 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
7 飼養施設に備えるケージ等は次に掲げるとおりであること。
　イ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。
　ロ 底面はふん尿等が漏えいしない構造であること。
　ハ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りではない。
　ニ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられてあること。
　ホ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
8 構造及び規模が、取扱う動物の種類及び数にかんがみ、著しく不適切なものでないこと。
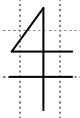
飼養施設付近の見取り図